

## 加西市気球飛行エリア安全管理規約

### (趣旨)

第1条 本規約は、気球の飛ぶまち加西条例第8条の規定に基づき、加西市において気球が安全に飛行できるように必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加西エリア 加西市の上空をいう。
- (2) エリア管理者 加西エリアにおける気球飛行の安全を管理する者をいう。
- (3) エリアマネージャー 飛行当日の飛行を管理する者をいう。
- (4) 会員 加西エリアを利用するパイロットをいう。
- (5) 事業年度 当該年度の10月1日から、翌年度の9月30日までの間をいう。

### (エリア管理者)

第3条 エリア管理者は、加西市とする。

### (職務)

第4条 エリア管理者は、日本気球連盟と協議のうえ、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大阪航空局への飛行通報書提出
- (2) 市民への周知等飛行環境の整備
- (3) 警察署、消防署、自衛隊、電力会社への事前連絡
- (4) 飛行エリアの設定
- (5) 飛行期間、日時の設定
- (6) エリアマネージャーの任命
- (7) 会員管理
- (8) その他安全飛行に関する申合せ事項の設定

### (対象)

第5条 本規約の対象となる者は、加西エリアを利用する日本気球連盟の定める有効な熱気球操縦士技能証を所持するパイロット（以下「パイロット」という。）及び日本気球連盟に登録されたスチューデントパイロット（以下「Pu/t」という。）とし、会員として登録しなければならない。

### (入会)

第6条 会員として登録しようとするものは、その旨をエリア管理者に申し込むものとし、エリア管理者は正当な理由がない限り、登録を認めなければならない。

### (会員の業務)

第7条 会員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法令、本規約、熱気球自由飛行安全規定（日本気球連盟制定）を順守した安全な飛行
- (2) 機長として飛行する場合は、原則として飛行3日前までの飛行希望の申請
- (3) 飛行当日のブリーフィング（飛行前のパイロット間会議をいう。以下同じ。）への参加
- (4) 加西エリアのPZを明確に表示した地図（紙（1/25,000程度）、電子問わず）の使用
- (5) クレーム及び事故が発生した場合の速やかな対応並びにエリアマネージャーへの報告

- (6) クレーム及び事故報告書の提出
- (7) 着陸地点地権者への使用報告
- (8) エリア管理者から要求があった場合の飛行報告書の提出

2 機長としての飛行が3時間未満の会員は、エリアマネージャーの条件を満たす会員が同乗するサポートフライトを受けなければならない。

(会員資格の有効期限)

第8条 会員資格の有効期限は、事業年度末日までとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(飛行の停止及び除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、気球の飛ぶまち加西推進委員会（以下「委員会」という。）委員会設置要綱第7条の規定による議決によって飛行の停止又は除名することができる。

- (1) 法令、本規約、熱気球自由飛行安全規定に違反したとき。
- (2) 加西エリアの秩序を乱す行為をしたとき。

(エリアマネージャー)

第11条 法令、エリア管理規約等を遵守したエリア管理を図るため、エリア管理者と連携して飛行当日の飛行管理を行う者を言う。エリア管理者は以下のいずれかの条件を満たす会員の中からエリアマネージャーを任命する。

- (1) 機長として50時間以上の飛行経験を有する会員
- (2) 機長として加西エリアを10時間以上飛行経験があり、かつエリア講習会を受講した会員

2 エリアマネージャーが不在の場合は、原則飛行を認めない。

3 エリア管理者は、5基以上の飛行がある場合又はエリア管理者が必要と認めた場合、エリアマネージャーを複数名任命することができる。なお、エリアマネージャーの職務は、エリア管理者が定めた順位の高い者が主となり遂行する。

(職務)

第12条 エリアマネージャーは、エリア管理者と連携し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 注意事項等伝達のためのブリーフィングの開始時刻設定および進行
- (2) 全機長が加西エリアのPZを明確に表示した地図を用意しているかの確認
- (3) 加西エリア飛行経験の少ない会員への助言
- (4) 全ての気球の飛行状況の把握
- (5) 飛行終了後、エリア管理者への飛行状況の報告
- (6) クレーム及び事故が発生した場合の対応並びにエリア管理者への報告
- (7) その他気球の安全な飛行に関する業務

(連絡会)

第 13 条 連絡会は、エリア管理者と会員をもって構成する。

2 連絡会は、加西エリアの安全に関することを協議する。

3 連絡会は、毎事業年度 1 回開催する。

(規約の変更)

第 14 条 本規約を変更しようとするときは、委員会設置要綱第 7 条に規定する議決を得るものとする。

附 則

この規約は、平成 30 年 2 月 5 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 9 月 14 日から施行する。

この規約は、令和元年 9 月 11 日から施行する。

この規約は、令和 3 年 10 月 25 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 10 月 24 日から施行する。